

館山市海水浴場監視業務委託仕様書

館山市経済観光部観光みなど課

1 委託業務名

館山市海水浴場監視業務委託

2 目的

本業務は、館山市海水浴場において、各施設・設備を機能的に活用し適切な監視業務を行なうことで、常に安全で快適な状態を維持することを目的とする。

3 委託場所

館山市内6カ所の海水浴場

4 委託期間

2019（平成31）年4月1日～2024年3月31日まで（5年間）

5 業務内容

千葉県夏期観光安全対策本部の定める『海水浴場等安全指導要綱』及び『海水浴場等安全指導要綱実施要領』に基づき開設する館山市海水浴場において、本仕様書及び添付資料を基にして、水難事故を未然に防ぐための監視業務、海水浴場開設前後の資機材等の準備・片付け、水難事故等の緊急時における救助及び処置、海岸美化等の業務を行ない、常に安心安全で快適な海水浴場となるよう務めること。

※添付資料（別紙）

- ・ 館山市海水浴場位置図
- ・ 監視員確保人員
- ・ 監視業務使用備品一覧

6 用語の定義

- (1) 館山市海水浴場監督職員（以下「監督職員」）とは、館山市経済観光部観光みなと課職員をいう。
- (2) 業務責任者とは、委託業務の施行について責任を有する受託者の代表者をいう。
- (3) 業務従事者は、業務責任者の指揮監督に従って委託業務に従事する者をいう。

7 受託者の責務

- (1) 法令等の遵守

受託業務の実施に当たっては、関係法令及び保安関係規定を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に責を果たすものとする。

(2) 守秘義務

受託者、業務責任者、業務従事者は、業務の実施上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除又は期間終了後においても同様とする。

8 業務責任者

(1) 業務責任者の資格

業務責任者は、受託業務実施にあたり管理運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者とする。

(2) 業務責任者の選任

受託者は、委託契約締結後速やかに業務責任者を選任し、書面にて監督職員に届出し、承諾を得ること。

(3) 業務責任者の職務

業務責任者は、常に監督職員と連絡を密にし、諸業務を総括すること。業務内容を熟知し適正な人員配置を行い、業務従事者を指揮監督すること。また、遊泳者の事故防止に万全を期す為、従事者の業務を指導すること。

9 業務従事者

受託者は、業務の内容に応じて必要な知識、技能、資格を有する者を業務従事者としなければならない。

10 業務計画書・業務報告書

(1) 業務計画書

受託者は、委託契約締結後、速やかに、業務実施体制・業務工程等を記載した業務計画書を作成し、監督職員に提出し承諾を得ること。また、業務従事者名簿（住所・氏名・生年月日等の記載があり人物を特定することができるもの）・有資格者の資格証の写し（写真が鮮明であり人物を特定することができるもの）を監督職員に提出すること。

(2) 業務報告書

受託者は、7月の業務終了後5日以内に7月分の監視員の出面表を添付した業務報告書を監督職員に提出すること。海水浴場期間終了後、8月末までに8月分の監視員の出面表を添付した業務報告書を提出すること。また、9月末までに海水浴場状況報告書、写真報告書等を提出することとし、写真報告書の内容は、海水浴場開設前、開設期間中、開設後の状況を記録したものとす。

11 施設及び資機材の使用について

(1) 施設

受託者は受託期間中に限り、北条三軒町無料休憩所、北条南監視所、新井海水浴場監視所等を監視員待機所、資機材の管理等の用途に使用することが出来ることとする。なお、海水浴場監視業務に関係する用途以外の目的で使用してはならない。

(2) 資機材

市は、業務従事者が使用する資機材のうちで市所有の資機材（別添参考：監視業務使用備品一覧）を受託者に貸与し、受託者は業務終了後市に返還することとする。

なお、『別添』監視業務使用備品一覧に記載されていない資機材のうち、本業務に必要な資機材及び備品については、以下の費用負担とする。

- ① レスキュー機材及び事務消耗品類については、受託者の負担とする。
- ② 清掃用具については、市の負担とする。
- ③ その他、費用負担が不明なものについては、市と受託者が協議のうえ決定する。

また、受託者の故意又は重大な過失により、市所有の施設又は資機材、備品等を損傷した場合、市は受託者に対しその損害の賠償を請求できるものとする。

(3) レスキュー用水上バイク

市は、受託者に対し、レスキュー用水上バイクを1艇貸与する。貸与期間中の日常の修理、メンテナンス等は受託者において行うこととする。

1.2 損害予防処置等

(1) 第三者への迷惑防止

業務実施にあたり、第三者に迷惑をかけることのないようにすること。

(2) 事故発生時の処置

業務の実施中に業務全体に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故、又は第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、直ちに応急処置、救急車要請等必要な手立てをとるとともに、速やかに監督職員に報告すること。なお、事故発生の原因・経過及び事故による被害の状況等について、事故報告書により遅滞無く監督職員に報告すること。

1.3 委託料の支払いについて

- (1) 各年度の支払い額は、契約額を5で除した金額とする。（端数は初年度の支払い額に含めるものとする。）
- (2) 市は、各年度の支払いを3回に分けて行うものとし、受託者から請求書を受領してから30日以内に以下のとおり委託料の支払いを行なうものとする。
 - ① 第1回目の請求は、各年度の5月1日以降とし、支払い金額は、前払金として500万円を上限とする。
 - ② 第2回目の請求は、7月末日以降とし、支払い金額は、業務委託料から第1回目の支払い金額を差し引いた残金の1/2とする。
 - ③ 第3回目の請求は、8月分の監視員の出面表を添付した業務報告書の提出以降とし、支払い金額は、業務委託料から第1回目、第2回目の支払い金額を差し引いた残金とする。
- (3) なお、『別添』監視員確保に定める人員に満たない場合には、欠員分に応じた額を減額する。

14 海水浴場開設期間

- ① 北条・沖ノ島・波左間・新井の各海水浴場は、毎年7月中旬「海の日」前の土曜日～8月下旬の37日間とする。
 - ② 船形・那古の各海水浴場は、毎年8月1日～8月15日までとする。
- ※ 各年度の開設日、閉鎖日は市が定め、委託者に通知する。

15 監視時間

監視時間は午前9時から午後4時までとする。（北条海水浴場は、午前9時～午後4時30分までとする。） ※但し、有事又は防災上必要と認めた場合は、この限りではない。

16 海水浴場の開設準備

- ① 海水浴場開設の前日までに、各監視所への準備を行い備品・資機材等の点検を十分に行っておくこと。
- ② 各海水浴場に配置される監視員は、海水浴場の開設の前日までに、担当する海水浴場の形状・状況等を把握し、海水浴場開設初日から万全の体制で監視業務を行えるようにすること。

17 監視人員

監視員の人数は『別添』監視員確保人員のとおりとする。

- ※ なお、海水浴客の入込状況等により、最低人員を確保した上で、一日あたりの人員配置は変更できることとする。

18 監視員の資格

(1) 監視長の資格

日本ライフセービング協会のベーシック・サーフ・ライフセーバーの資格又は、日本赤十字社の水上安全法に基づく救助員の資格、又はそれらと同等以上の資格を有する者とし、5年以上の海岸監視業務経験をもち、他のライフセーバーを指導・教育できる者に限る。

(2) 有資格者の資格

日本ライフセービング協会のベーシック・サーフ・ライフセーバーの資格又は、日本赤十字社の水上安全法に基づく救助員の資格、又はそれらと同等以上の資格を有する者とする。

(3) その他の監視員の資格

その他監視員は、健康で体力に優れている者とし、救助法・救急法・蘇生方法の教育を受けた者とする。

19 監視員の教育及び制服について

(1) 監視員の教育について

業務責任者は、その責任において監視員に対して業務に必要な教育訓練を実施すること。

(2) 監視員の服装について

監視員は、利用者等が直ちに識別できる制服を着用すること。

20 管理運営基準

(1) 遊泳に適しているときは、青旗を掲げ、遊泳者に周知させるものとする。

(2) 海水浴場の状態が次のいずれかに該当し、遊泳することが危険または不適當であると認めるときは、海水浴場内に赤旗を掲げ、その旨すみやかに遊泳者に周知させ、遊泳することを止めさせる。

① 津波のおそれがあるとき

② 波が異常に高いとき

③ 水温が異常に低下しているとき

④ 潮の流れが異常にはやいとき

⑤ 廃油、汚物等が流出したとき

⑥ 台風が接近しているとき

⑦ 視界不良で監視できないとき

⑧ 荒天又は危険生物の発見等により、水浴・遊泳に生命の危険を伴うおそれがあるとき

⑨ その他監視長が危険又は不適當と認めたとき

(3) 海水浴場の状態が次のいずれかに該当し、遊泳に注意を必要とするときは黄旗を掲げ、遊泳者に周知させるものとする。

① 波がやや高いとき

② 水温がやや低いとき

③ 潮の流れがややはやいとき

④ 視界がやや不良のとき

⑤ 雷鳴、稲光があるとき

⑥ その他監視長が注意と認めたとき

(4) 地震による津波のおそれのあるときは、海水浴客に安全な場所へ避難するよう周知すること。加えて、津波のおそれがあることを知らせるオレンジフラッグを掲揚または監視員が持って海岸を走り、利用者に周知すること。避難場所について、監視長は事前にその場所を把握しておくこと。また、別途定めている地震・津波発生時対応マニュアルに従い、行動すること。

(5) 雷注意報が発令及び解除された場合、各監視所より放送等により海水浴客に周知する。また、雷鳴、稲

光がある場合、遊泳者に速やかに海から上がり安全な場所へ避難するよう周知し誘導する。

- (6) 開設期間中は、気象情報（注意報・警報等）を毎朝確認し、監視員全員が把握しておくこと。なお開設時間内の気象情報については変更があり次第、市より監視所本部へ連絡する。
- (7) 開設期間中は海象状況を市・館山市観光協会・警察署等の関係機関に速やかに連絡すること。また、水温・気温・天候・海水浴場入込み者数・その他連絡事項を市及び警察署に報告しなければならない。
- (8) 開場時間・閉場時間・危険防止のための注意事項及びごみの持ち帰り等を遊泳者に周知すること。
- (9) 事故が発生した場合は速やかに捜索・救助等を行い、水上安全法・救急法・蘇生法を駆使して生命の確保に努めるとともに、救急車の出動要請を行い、警察・市への報告等を行うこと。
- (10) 迷子等が発生した場合は速やかに捜索し保護に努めること。
- (11) 海水浴場内での病人及びけが人については適切な処置及び方法等を施すこと。
- (12) 遊泳者及び市民等との間でトラブル等の問題が生じた場合には、受託者の責任において解決し、市の責に帰することのないよう対応すること。
- (13) 各種資機材等は常に最良の状態で使用できるよう整備等を行い、故障・破損等が発生した場合は速やかに補充等の処置ができるような体制を整えること。
- (14) 市が無償貸与するレスキュー用水上バイクについては、必要に応じ出動させ、水難事故発生時等に迅速に対応できるようにすること。

2 1 清掃管理業務

- ① 毎日実施する内容（朝、開設時間中、夕方実施）
 - ・ 放置されたゴミや海からの漂流物を拾い、ゴミ箱に捨てる。
 - ・ ガラスの破片等の裂傷のおそれのあるものを拾い、ゴミ箱に捨てる。
 - ・ 竹や木材等を集め、遊泳客の邪魔にならない場所へ集める。
 - ・ 石や海藻を集め、遊泳客の少ない場所へ埋める。
 - ・ シャワー設備がある海水浴場については、排水路に溜まった砂を除去し、清潔を保つ。
 - ・ 護岸歩道部分や階段部分に溜まった砂を除去し、清潔を保つ。
 - ・ その他清潔を保つうえで必要と思われる業務。
- ② 毎週土曜日又は日曜日に実施する内容（開設時間中、夕方実施）

遊泳客を含めたビーチクリーンを実施する。内容については市と協議のうえ決定する。

2.2 監視所等管理業務

- ① 監視所・更衣室内の忘れ物、落とし物を管理し、市に報告する。
- ③ 監視所・更衣室内の盗難予防を心掛ける。
- ④ 監視業務終了後、監視所・更衣室全体を点検する。残留物・汚損・破損を発見した場合は、市に報告し、監督職員の指示に従い、適切な対応をとること。
- ⑤ 放置されたゴミを拾い、ゴミ箱に捨て、常時施設の美化に努めること。
- ⑤ 物置台、窓ガラス等は適宜清掃し、清潔な状態を保つこと。
- ⑥ 室内にたまった砂を外に掃き出す。
- ⑦ 室内は常に整理整頓を心掛けること。
- ⑧ その他清潔を保つうえで必要とみなされる業務。

2.3 ビーチバレーコート管理業務

- ① 期間／7月中旬～8月下旬（開始・終了日は市が定め、受託者へ通知する。）
- ② 人員／北条海岸監視業務の人員で対応する
- ③ 場所・設置数／北条海岸・最大4面程度
- ④ 業務内容／受付及びボール等の貸出業務

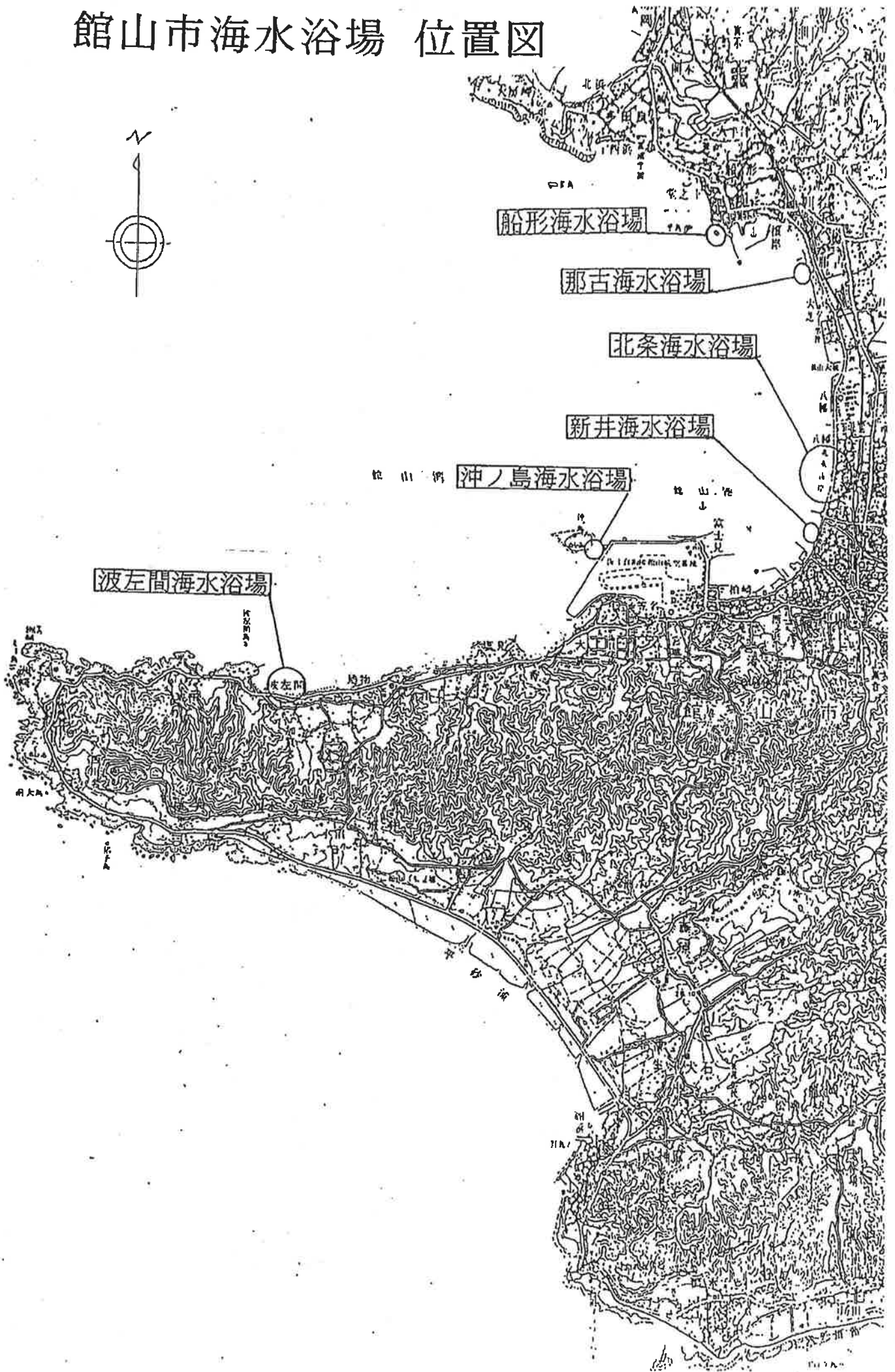
2.4 館山湾花火大会関係業務

- ① 日時／8月8日 午後5:00～10:00 ※延期の場合は、延期日とする。
- ② 人員／6名程度
- ③ 場所／北条海岸本部・新井海岸・館山夕日栈橋等
- ④ 業務内容／案内・警備業務等

2.5 その他

- (1) 委託業務は、他社への再委託を禁ずる。
- (2) 契約期間中に海水浴場開設箇所数、開設期間等が変更された場合、また使用備品等の大幅な価格変動等があった場合、市と受託者は契約内容について協議し契約の変更を出来るものとする。
- (3) 仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又は仕様書に特に定めのない事項については、市と受託者が協議のうえ決定する。

館山市海水浴場 位置図



『別表』 各年度監視員確保人員

【北条・沖ノ島・波左間・新井／1日20名×37日＝740名】

	場 所	定 数		最低人員	
		人員	内資格者数	人員	内資格者数
1	北 条	8	②	4	①
2	沖ノ島	5	②	4	①
3	波左間	5	②	2	①
4	新 井	2	①	2	①
	合 計	20	⑦	12	④

内資格者数
内①：監視長

【船形・那古／1日4名×15日＝60名】

	海水浴場名	定 数		最低人員	
		人員	内資格者数	人員	内資格者数
1	船 形	2	①	2	①
2	那 古	2	①	2	①
	合 計	4	②	4	②

合 計 人 員 延 べ 8 0 0 人

※ 北条・沖ノ島・波左間の各海水浴場については、有資格者を2名以上配置すること。（厳守）

※ 各土日及び8月8日（館山湾花火大会）～8月15日（お盆最終日）の間中は定数人員を確保すること。

『別表』 監視業務使用備品一覧

No.	分類	種別	海水浴場						監視船	合計	所有内訳	
			船形	那古	北条	新井	沖ノ島	波左間			市役所	契約先
1	レスキュー機材	レスキューボード	1	1	4	1	2	2		11		11
2	〃	マリブボード			1			1		2		2
3	〃	サーフスキー			1					1		1
4	〃	レスキューボードラック	1	1	5	1	2	3		13		13
5	〃	レスキューチューブ	2	2	6	2	3	3		18		18
6	〃	蘇生器	1	1	2	1	1	1		7		7
7	〃	双眼鏡	1	1	5	1	2	2	4	16		16
8	〃	ネックガード			1	1	1	1		4		4
9	〃	担架			1	1	1	1		4		4
10	〃	AED（自動対外式助動器）	1	1	1	1	1	1		6		6
11	〃	毛布	1	1	5	1	2	2		12	12	
12	〃	救急箱（薬品等）	1	1	3	1	1	1		8		8
13	〃	レスキュー用水上バイク			1					1	1	
14	設備	仮設監視所	1	1			1	1		4		4
15	〃	可動式監視台					1			1		1
16	〃	仮設監視台			3			1		4	4	
17	〃	監視用テント			1					1		1
18	〃	監視用車両	1		1	1		1		4		4
19	〃	放送用アンプ（100V）	1	1	1	1		1		5	○	
20	〃	放送用アンプ（12V）					1			1	○	
21	〃	バッテリー（発電機用）					1			1	○	
22	〃	TPスピーカー（20W）	2	2	7	2		3		16	○	
23	〃	TPスピーカー（10W）					2			2	○	
24	〃	放送用マイク	1	1	1	1	1	1		6	○	
25	〃	赤旗（禁止）	1	1	1	1	1	1		6	○	
26	〃	黄旗（注意）	1	1	1	1	1	1		6	○	
27	〃	青旗（適）	1	1	1	1	1	1		6	○	
28	〃	防災無線個別受信機			1		1			2	○	
29	〃	冷蔵庫			1					1	○	
30	〃	イス	2	2	8	2	3	4		21	○	
31	〃	机			2					2	○	
32	通信手段	無線機	1	2	5	1	2	2	4	17		17
33	〃	携帯電話	1	1	2	1	1	1		7		7
34	その他	監視員ユニフォーム	シャツ・帽子・笛等（人数分）							一式		一式
35	〃	水温計	1	1	1	1	1	1		6		6
36	〃	日誌（市役所提出用）	1	1	1	1	1	1		6	○	
37	清掃用具	角スコップ	1	1	3	1	1	1		8	○	
38	〃	剣スコップ	1	1	3	1	1	1		8	○	
39	〃	ほうき	1	1	5	1	1	1		10	○	
40	〃	鉄熊手	1	1	5	1	2	2		12	○	
41	〃	竹熊手	1	1	5	1	1	2		11	○	